

令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年4月5日付け医政発0405第3号厚生労働省医政局長・健発0405第1号厚生労働省健康局長・薬生発0405第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知及び令和5年5月8日付け医政発0508第12号厚生労働省医政局長・健発0508第6号厚生労働省健康局長・薬生発0508第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙）に基づき、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 県は、疑い患者を診療する医療機関として、県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関を開設する者が、当該医療機関において、次に掲げる事業を実施するために要する経費の補助（負担）を行う。

設備整備等事業

院内感染を防止するために必要な設備整備等（救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。）を行う事業

(登録)

第4条 本事業を実施する医療機関は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター又は小児地域支援病院等のいずれかに該当する医療機関（保険医療機関に限る。以下同じ。）であって、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの間については、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として県に登録したもの（以下「疑い患者診療医療機関」という。）に限り、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療した実績があるものに限る。

- 令和2年度から令和4年度の愛媛県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実施要綱に基づき、疑い患者診療医療機関としての登録された医療機関については、前項の要件を満たしていない医療機関への変更がある場合のほか、登録抹消の申出をしない限り、引き続き登録があったものとみなす。
- 別に定める交付要綱に基づき、令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助（負担）金の交付決定がされたときは、当該補助（負担）事業の対象となる医療機関について、疑い患者診療医療機関としての登録があったものとみなす。

(疑い患者診療医療機関)

第5条 疑い患者診療医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れなければならない。ただし、当該患者の入院加療が必要と判断された場合には、当該医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他の医療機関への転院搬送を行っても差し支えない。

(その他)

第6条 県は、補助（負担）事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助（負担）するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行し、同年4月1日から適用する。